令和5年2月 定例教育委員会 議事日程

- 1 日 時 令和5年2月15日(水)午後1時30分から
- 2 会 場 伊予市役所 4 階 大会議室
- 3 出席委員

教育長上岡孝教育長職務代理者矢野ひとみ教育委員髙橋久美子教育委員片岡英富教育委員長見美保

4 会議に出席した事務局職員

 事務局長
 窪
 田
 春
 樹

 学校教育課指導主事
 松
 山
 香
 織

 学校教育課課長補佐
 田
 中
 富
 美

学校教育課

学校給食センター所長 武 知 斉 社会教育課長 岡 市 裕 二 社会教育課課長補佐 堀 内 和 美 社会教育課課長補佐 池 冨 隆 博 社会教育課課長補佐 北 岡 康 平 社会教育課課長補佐 石 崎 恵 美

5 協議事項等

(1) 議案審議

議案第2号 伊予市対外運動競技等派遣費補助金交付要綱の一部を改正する告示について 議案第3号 モバイルWi-Fiルーターの貸出しに関する要領の一部を改正する告示につ いて

(2) 報告事項等

ア 3月教育委員会行事予定について

- イ 事務局報告事項等について
- ウその他

午後1時30分 開会

○窪田局長 開会

○上岡教育長 それでは、これより令和5年2月定例教育委員会の開会をいたします。

大分、気温が温かくなったと思いましたら、急にここ二、三日低くなりました。気温の上がり下がりが激しいですので、十分お体には気をつけていただければと思います。私も、休日1時間程度バイクで走ったりするのですけれども、下灘の閏住地区の菜の花も随分きれいに黄色くなりまして、もう春も近いなというような感じがしています。

菜の花ってもっと春に咲くものかなと思っていたら、うちの家の近くの田んぼの周りも2月の初めぐらいから菜の花が咲いて、こんなに早く寒いのに咲くのだなという感じもしますが、今年の桜の開花もやや早そうで、卒業式頃になるだろうかというような感じがしますし、例年はもう入学式のときに桜を見て入学式というふうなんですけれども、卒業式のときに桜が咲くというような感じにもうなっているようです。

前に連絡を差し上げましたけれども、今年の卒業式、入学式については、例年に戻すというような形で今進めております。卒業生、それから卒業生の保護者についてはできるだけ制限をかけないように。ただ、学校規模に応じまして在校生、そういったところには制限をかけていきたいと思います。当然、来賓も例年のように一応案内を行うという形で計画等を多分想起されているのではないかと思います。教育委員さんには大変御迷惑かけるのですけども、また卒業式、入学式の御列席のほうをよろしくお願いしたいと思います。

それでは、日程に沿って始めたいと思います。

日程第3、本日の会議録署名人につきましては、高橋委員さんになっております。高橋委員 さん、よろしくお願いします。

それでは、日程第4、12月の定例会議録につきましては、各委員さんに事前にお配りしましたが、御承認いただけますでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○上岡教育長 ありがとうございました。

そしたら、承認という形で了承したいと思います。

それでは、日程第5、協議事項等の議案審議に入りたいと思います。

本日は、2件の議案審議となっております。よろしくお願いいたします。

それでは、(1)議案審議、まず議案第2号伊予市対外運動競技等派遣費補助金交付要綱の一部を改正する告示について、事務局のほう、説明のほうをよろしくお願いします。

局長さん、お願いします。

○窪田局長 それでは、議案第2号伊予市対外運動競技等派遣費補助金交付要綱の一部を改正 する告示につきまして説明をさせていただきます。

この補助金交付要綱の一部を別紙のとおり改正いたしたく、教育委員会の議決を求めるものでございます。

補助対象となる対外運動競技等並びに補助対象経費及び補助金額を変更するため、要綱の一部を改正するものでございまして、この背景につきましては、令和2年度に文化部の部活に関します遠征費といたしましてのバス運行費用、令和3年度に運動部の遠征に伴いますバス運行費用を財政縮減のために減額をしてきたところでございます。

そうした中で、コロナ禍になってまいりまして、後援会等の活動が停滞するというふうなことになりました。戸別訪問をして運営経費を募るというふうなことなどができなくなってきたことと重なりまして、減額に伴います費用を後援会の費用でもって補填するというふうなことが非常に難しくなってきた事情がございます。

そうしたことを受けまして、今回提案させてもらっております対外運動競技等――等には文化部も入ります――派遣費補助金の交付要綱を全体的に見直しまして、バス代等を減額してきた部分につきましての新たな補助としての見方というのを再構築いたしまして、このたびこの補助金につきまして3月議会で増額をしての計上をしておるところでございます。そういったことでの、今回要綱の一部改正を行うことに関しましての提案でございます。

詳細につきましては、担当の田中のほうから説明をさせますので、よろしくお願いいたします。

- ○上岡教育長 田中課長補佐、よろしくお願いします。
- ○田中課長補佐 そしたら、2ページをお開きください。

伊予市対外運動競技等派遣費補助金交付要綱の一部を改正する告示ということで、交付要綱の一部を次のように改正する。

まず、第2条、補助対象となる対外運動競技等で、改正前は運動部、文化部を別々の表記に していたものを削除し、国または地方公共団体、市長が適当と認める団体が主催、共催するも のとしております。また、小学校での教育活動の中で実施される1から5までの大会について は、当初から車借り上げ料として予算化しているため、それを除いたものとしております。

第3条、補助対象者。改正前は児童・生徒は補助対象者、学校長が補助対象事業者となって いたもので、「等」を除いております。

続きまして、3ページをお願いいたします。

第4条、補助対象経費及び補助金額。第1項で別表のとおりとする。第2項は、改正前は同一クラブに対して年1回限りとなっているものを削除して、大会に参加する都度補助対象にすることにしております。

ここで、別表のほうを併せて説明させてもらったらと思います。

5ページをお願いいたします。

5ページの別表、第4条関係ということで載せております。交通費、宿泊費は実費額、または市職員の旅費に関する条例の規定に準じる額が低いほうとするため、最も経済的な額としております。機材等運搬費は実費額、食費は昼食費のみ支給、会場移動費は今回削除いたしました。また、四国大会、全国大会ともに異なる上限額だったものを一律に変更しております。四国大会は2万5,000円が5万円に上がり、全国大会は6万円が5万円に下がりますが、過去数年間の実績により四国大会は2万5,000円以上の実費になることがほぼなく、そのほかの大会でも、旅費規定により算出することで補助額としては妥当な額になるものと試算をしまして変更したものでございます。また、補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は切捨てとしております。

別表の説明は以上になりますので、3ページにお戻りください。

第5条で補助金の交付申請。「補助事業対象者」を「補助対象者」に、様式第1号以下の分 を削除しております。

第6条、補助金の交付決定。先ほどと同じように「補助対象事業者」を「補助対象者」に変更しております。

第7条、実績報告書の提出。同じく「補助対象事業者」を「補助対象者」に直しております。また、様式第5号以下を削除しております。

続きまして、4ページ、第8条、補助金の確定。様式第8号以下を削除しており、「補助事業者」を「補助対象者」に変更しております。

第9条、補助金の請求等。1項、「補助事業者」を「補助対象者」に直しており、様式第9 号以下を削除しております。第3項、第4項につきましても、「補助対象者」と変更しており ます。

第10条、書類の整備。これも同じく「補助事業者」を「補助対象者」としております。

第11条、交付決定の取消し。これも同じく「補助事業者」を「補助対象者」としております。

続きまして、6ページからになるのですけれども、6ページから9ページの様式はこれまで 説明した文言の修正を行っております。

以上で説明を終わりにしたいと思います。適切な御審議をよろしくお願いいたします。

○上岡教育長 ありがとうございました。

ただいまの事務局からの説明に対して、何か御質問がありましたらよろしくお願いします。 ないでしょうか。

先ほど、局長のほうからも説明がありましたけれども、これにつきましては一度なくしたものなのですけれども、予算を減額してからコロナの感染、そういったために各学校に後援会と

いうものがあるのですけど、保護者、PTA関係の人たちが各家庭を回ってもらって、各地域、子供さんがおられるところだけじゃなくて、地域の御協力を願って後援会費ということで子供のこういった部活動の遠征費とかそういうのに充てていたのですけれども、実際に後援会がコロナのために大変減額というか、集められないときが2年ぐらいありました。

したがって、この遠征費とかそういったものがなくなって学校が全て出さなければいけないということで、中には小さな学校になりますと、今まで個人負担というのはあまりなかったのですけども、大会に行くのに個人負担を各家庭でしてもらって大会に出場してもらうようなことが起こりましたので、いろんなところから要望がありました。以前には全て戻っていませんけども、何とかそういった子供たちのために少しでもという形で今回こういった補助金を交付するような要綱をつくりました。まだまだ学校が要望する金額には達していないのですけれども、何とかこれで乗り切っていっていただければとは思っております。

何か御質問はないでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○上岡教育長 では、議案第2号につきましては承認することとしてよろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○上岡教育長 ありがとうございました。

異議のないものと認め、議案第2号につきましては承認といたします。

次に、議案第3号モバイルWi-Fiルーターの貸出しに関する要領の一部を改正する告示 について、事務局のほうから説明をよろしくお願いします。

窪田局長、よろしくお願いします。

○窪田局長 では、議案第3号モバイルWiーFiルーターの貸出しに関する要領の一部を改正する告示につきまして説明をさせていただきます。

この要領の一部を別紙のとおり改正いたしたいので、教育委員会の議決を求めるものでございまして、令和5年4月1日、令和5年度から1年間、令和6年3月31日までの間に貸出しするモバイルWi-Fiルーターの通信料金の利用者負担を無償にするための要領の一部改正を提案させていただきます。

この背景につきましては、さきの12月議会におきまして不登校の生徒・児童に対する学習支援について、授業のオンライン配信をというふうな一般質問をいただきました。この議論の中で、コロナ禍における経済的なダメージを受けているような子育て世代の方々がいると。そういった方々を支援するのにも意義があるのではないかというふうな御意見を受けまして、これまで $Wi-Fi\mu-$ 9年度貸し出しております有償の方を対象に、全て無償にしていこうというふうなことでの要領の改正でございます。

詳細につきましては、担当の福岡のほうから説明をさせていただきます。

○上岡教育長 福岡補佐よろしくお願いします。

○福岡課長補佐 それでは、議案第3号の説明をいたします。

提案理由としましては、原油価格、物価高騰が与える経済的負担を軽減するため、家庭学習用に貸し出すモバイルWi-Fiルーターの通信料金の利用者負担を令和5年度に限って無償化するに当たり要領の改正が必要となったものです。

改正の内容につきましては、議案書11ページにあります改正前と改正後の対照表と、配付いたしました資料にあります改正前の要領に基づいて説明させていただきます。

まず、改正前の要領を御覧ください。

第2条に対象者としてありますとおり、モバイルWiーFiルーターの貸出しは家庭にインターネット環境が整備されていない児童・生徒に対し、オンラインを利用した家庭学習に必要な場合に貸出ししています。

次に、通信料金の利用者負担については、第3条にありますとおり、現状の第2条に規定する就学援助費または特別支援教育就学奨励費の給付世帯は既に無償化されていますが、その他の世帯は日額50円を負担することとなっています。今回の通信料金の利用者負担の無償化は、新型コロナウイルスの感染拡大など、社会情勢による物価高騰の影響を被る子育て世帯の教育に係る経済的負担を軽減していく必要があるため、所得にかかわらず全ての世帯に対して無償化するものです。無償化の期間は、新型コロナウイルスの終息が見通せないことから、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの1年間としています。

なお、モバイルWi-Fiルーターの貸出状況なのですが、月によってばらつきはありますが約30世帯に貸出ししており、そのうち先ほどの就学援助費または特別支援教育就学奨励費の給付世帯を除く世帯は約半数ですので、貸出日数にもばらつきはあるんですが、無償化による1人当たりの利用者負担軽減額は年間6,000円から8,000円程度ではないかと見込んでおります。

議案書の11ページの対照表を御覧ください。

こちら、改正箇所は第3条と附則となります。資料内の改正前の要領にも改正箇所を示してありますので、併せて御覧ください。第3条の見出し「貸出費用」は、より明確な表記として「通信料金」に改めます。通信料金の無償化については、第1項から成る附則に項番号を付して項を追加します。

改正内容は以上ですが、最後にこの要領は令和5年4月1日から施行することといたします。ただし、学校及び保護者への通知など必要な手続は、施行前において告示後速やかに行う ことといたします。

説明は以上となります。御審議をよろしくお願いいたします。

○上岡教育長 ありがとうございました。

ただいまの説明に対して、御質問がございましたらよろしくお願いします。ないでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○上岡教育長 では、議案第3号モバイルWi-Fiルーターの貸出しに関する要領の一部を 改正する告示についてにつきましては、承認することとしてよろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

- ○上岡教育長 異議ないものと認め、議案第3号につきましては承認とします。それでは、
- (2)報告事項等に移ります。 3月教育委員会行事予定についてまず学校教育課の方からお願いいたします。
- ○松山指導主事 3月の学校教育課、学校関係の行事について説明を行った。
- ○相原指導主幹 臨時教育委員会の日程、議案等について連絡を行った。
- ○上岡教育長 ありがとうございました。続きまして、社会教育課の方お願いします。
- ○堀内課長補佐 3月の社会教育課の行事について説明を行った。
- ○上岡教育長 ありがとうございました。学校教育課、社会教育課からの説明がございました。何か御質問等ないでしょうか。それでは、イの事務局報告事項等についてに移らせていただきます。何かないでしょうか。無いようですので、ウ、その他ないでしょうか。岡市課長お願いします。
- ○岡市課長 伊予市生涯学習推進大会の開催について説明を行った。
- ○上岡教育長 ありがとうございました。その他、ほかないでしょうか。無いようですので、 以上で2月の定例教育委員会を閉じさせていただきます。
- ○窪田局長 閉会

午後2時00分 閉会